

外国人事業案件と銀行預金保護額の減額

辻本 浩一郎

今回は、2つのトピックスをご紹介します。「外国人事業」に関する2つの相談、そして、「銀行預金保護額の減額」についてです。

＜外国人事業に関する最近の相談事案＞

■ カーボン・クレジット（CO2 排出枠）の使用権を他者に譲渡

Q: タイで登記した外国企業が、国際的な統合事業を運営し、その親会社とその会社のいずれか、または両方が、ナコンシータマラート県の借地にマングローブの植林を計画している。借地期間の終了後、その土地と残された資産は所有者に無償で返還する計画。また、この事業は、タイ温室効果ガス管理機構から「カーボン・クレジット（CO2 排出枠）」認可証を取得する。その認可証は、売却及び譲渡可能であるので、この取引が外国人事業法 B.E.2542 による事業を行うと見なされるか。

A: (ケース①)

親会社やその会社が自らの為にカーボン・クレジットを利用する場合、親会社やその会社がカーボン・クレジットの所有権を保有しているため、外国人事業ライセンスを取得する必要はありません。

(ケース②)

親会社やその会社がタイの関連会社にカーボン・クレジットの使用権を譲渡する場合、カーボン・クレジットが親会社やその会社の資産であるため、その譲渡は外国人事業法 B.E.2542 第4条による販売事業と見なされます。従って、無償か有償かを問わず、カーボン・クレジットの所有権を譲渡または販売することは、外国人事業法 B.E.2542 付表3によるサービス事業を行うと見なされ、事前に外国人事業ライセンスの認可を取得しなければなりません。

(ケース③)

親会社やその会社が他の事業者からカーボン・クレジットの資産及び所有権を譲渡または売却する場合、これは外国人事業法 B.E.2542 付表3によるサービス事業と見なされ、事前に外国人ライセンスの認可を取得しなければなりません。

(ケース④)

親会社やその会社がマングローブを植林する場合、外国人事業法 B.E.2542 付表3による森林育成による森林事業とはならず、プロジェクトから生産された木材は、売買目的で使用してはなりません。

■ 外国企業が契約上の義務の期間を過ぎてサービスを提供

Q: 海外で登記した外国企業が、タイ企業との契約によりコンサルティング・サービスを提供するために、外国人事業法 B.E.2542 付表3(21)による外国人事業ライセンスを取得しました。そのサービスは、ライセンス料支払日から2018年5月までの契約期間中、契約上の義務として遂行及び提供されました。

しかしながら、当該のサービスは予定通りには完了できず、相手方の検閲及び修正中の状況です。その結果、サービス期間は、2019年12月まで延長されることになりました。この件に関し、当契約のサービス範囲に変更はありません。

この場合、その会社は、認可された外国人事業ライセンスによって同社が完了するまでサービスの提供を続けられるかどうか。

契約書に明記されたサービスの履行期間は過ぎています。

A: この会社が既存の外国人事業ライセンスに記載のサービス契約により事業の運営を許可されている場合、サービス期間はライセンス料支払日から契約上の義務の完了まで認められます。しかしながら、その義務がまだ完了しておらず、サービス契約期間を延長する必要がある場合、当該契約によるサービス範囲が変更されていない場合は、その会社は、新たにライセンスを取得する必要がなく、認可された外国人事業ライセンスによりサービスを遂行することができます。

＜銀行預金保護額の減額＞

預金保護限度額についての王室勅令 B.E.2559 によって、預金保護機構による銀行預金保護額の減額が、以下のとおりとなりました。

金融機関が倒産した場合、限度額以上の預金を有する預金者は、破綻した金融機関の資産から超過分を回収しなければなりません。

- 2016年8月11日～2018年8月10日
1500万バーツまで預金保護
- 2018年8月11日～2019年8月10日
- 1000万バーツまで預金保護
- 2019年8月11日～2020年8月10日
- 500万バーツまで預金保護
- 保護限度額が100万バーツまでとなるのは、2020年8月11日以降となります。